

留意事項

1 本勧告で取り上げた義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告で取り上げた義務付け・枠付けの対象範囲は、次のとおりである。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定(※1)のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a) 自治事務であること。

(b) 事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること（※2）。

(c) 事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること（※3）。

※1 平成19年12月19日¹までに公布されているものを対象。本則規定を対象とし、附則規定は含まない。準用・適用・読替規定も対象とするが、特段の必要がない限り、準用・適用・読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行う。

※2 例え、次のような文言の規定が該当するが、これらの文言に限らず、「事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けている」と判断されるものは含まれる。

「……………ばならない。」「……………置く。」「……………設置する。」「……………行う。」

「……………ものとする。」「……………こととする。」「……………できない。」

「……………してはならない。」

・法律の条項が、国の事務の処理又はその方法を義務付けているものであっても、当該条項の事務を政令により地方自治体に処理させることとしているものは含まれる。

・次のものは含まれない。

ア 地方自治体若しくはその機関以外を対象として義務付けているもの（職員、議員等について個人の資格として義務付けを規定しているものを含む。）、又は地方自治体若しくはその機関と私人を対象として同一の義務付けをしているものであって、当該義務付けに係る事務の処理全般について地方自治体若しくはその機関と私人が同一に取り扱われているもの²

¹ 「中間的な取りまとめ」を踏まえて、昨年末に「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、これに該当しない場合に、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求める調査を行った。その調査の発出日が平成19年12月19日である。

² 地方自治体又はその機関に対する義務付けと私人に対する義務付けの内容が全く同一であったとしても、例えば、当該義務付けに係る事務事業について、地方自治体又はその機関の場合には届出だが、私人の場合には認可とされているなど、事務処理の位置付けに相違が見られる場合、地方自治体又はその機関の場合には私人の場合にはない役割が課されている場合等は、「当該義務付けに係る事務の処理全般について地方自治体若しくはその機関と私人が同一に取り扱われているもの」ではないものとして取り扱っている。

- イ 努力義務、配慮義務など、一般的な原則・方針について規定しているもの
- ウ 国又は都道府県の関与に際しての手続ルール（地方自治体に対して協議等を義務付けているものを除く。）について規定しているもの
- エ 地方自治体（都道府県・市町村・特別区）、その執行機関（補助機関・附属機関を含む。）若しくは議決機関の設置又はそれら相互間の関係に関し、概念・定義等を創設的に規定しているもの
- オ 費用負担者及び費用負担区分、補助金・負担金・交付金の算定方法及びその交付・返還、公租公課等に係る規定、財政健全化に係る規定

※3 ある条項で地方自治体の事務の処理又はその方法を義務付けていても、別の条項でその手続、判断基準等について条例で定めることとしているものについては、これらの条項をあわせて判断して、(c)に該当するものとして取り扱う。また、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整、差し替え）を認めているものは、法令によって明示的に認めている場合に限るものとし、また、条例ではなく、長等が定める規則による自主的な決定を認めているもの、又は法令による義務付けについて長等が定める規則による補正（補充・調整、差し替え）を認めているものはこれに該当しない。

2 メルクマール該当・非該当の判断に当たっての考え方

各府省から共通して主張されている次の点については、それぞれに掲げるとおり判断しており、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

① 条例ではなく、長その他の執行機関が定める規則による決定の余地を許容しているもの

義務付け・枠付けの中には、条例ではないが、地方自治体の長その他の執行機関が定める規則による自主的な決定を許容しているもの、又は法令による義務付けについて長その他の執行機関が定める規則等による補正を許容しているものがある。これについては、本来、地方自治を重視する立場からは、地方議会の議決を経て、条例で行うべきである。したがって、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

[具体例]

- ・ 学校における教科書以外の教材の使用についての教育委員会規則による教育委員会への事前届出・承認制の設定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条）

② 国による税財政上の特別の措置の直接的な前提となっているもの

義務付け・枠付けの中には、例えば、地方自治体の計画策定及びそれに対する国との関係での協議、同意の仕組みに関してときにみられるように、国の税制上の特別の措置、又は国の補助金交付の直接的な前提となっているものがある。また、地方自治体が給付するサービス等（地方自治体が設置・管理する施設を含む。）の対象者、内容等を法令で定め、それに従って実際に要した費用について国が財源措置を講じることが義務付けられているものがある。

これらについては、本来、地方分権の立場からは、国の役割に属すべきものについては、国が直接行い、それ以外については、国が相応の税財源を移譲し、地方自治体の自主税財源によるものとした上で、国の協議、同意を廃止する、対象者、内容等について条例で定める等、地方自治体の判断で行うこととすべきである。また、それが困難な場合であっても、例えば、これらの措置の直接的な前提となる行為について地方自治体の裁量の余地を許容する、又は国による財源措置は実際に要した費用ではなく標準的な費用に対して行う等の見直しを行うべきである。したがって、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。これらの見直しのためには、税財政制度、又は個々のサービス等の制度設計の抜本的な見直しが必要になる場合もあると考えられるが、当面、それを待たずとも可能な見直しについて着実に措置を講ずべきである。

[具体例]

- ・ 児童福祉施設の設置者が、大臣の定める設備及び運営についての最低基準を遵守すべきことの義務付け（児童福祉法第 45 条第 2 項）

→ 国庫は、都道府県又は市町村が設置する児童福祉施設の設備等に要する費用の1/2を負担することとされている（同法第53条）。

③ 国による法制上の特別の措置の直接的な前提となっているもの

義務付け・枠付けの中には、法令による私人に対する一般的な規制の適用を地方自治体に対しては除外するが、例えば、その条件設定として地方自治体に対する計画策定及びそれに対する国の協議、同意を必要としたり、又は、例えば、一般には認可制であるものについて地方自治体の場合には届出制にするなど、私人に対するものより緩和された代替的な義務付けを地方自治体に対して行っているものがある。これについては、本来、地方分権の立場からは、犯罪とそれに対する刑罰を定める刑法の例外を許容する場合等を除けば、私人に適用される一般的な規制の地方自治体への適用除外に関し、地方自治体に何かを義務付けてそれを履行させることを条件として適用除外を認めるのではなく、客観的な要件のもとで当然に適用除外を認めるべきであり、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

〔具体例〕

- ・ 水道事業者が地方公共団体である場合に、料金を変更した場合に大臣に届け出るべきことの義務付け（水道法第14条第5項）
→ 水道事業者が地方公共団体以外である場合には、大臣の認可が必要とされている（同法第14条第6項）。

④ 公示、公告、公表等

義務付け・枠付けの中には、公示、公告、公表等に係るものがあるが、国が法令でこれらの義務付けができるような場合には、国の法令なしでも、地方自治体の判断によって公示、公告、公表等を行うことも可能である。例えば、不特定多数に対する規制を行う場合には、国の法令で義務付けられなくても、地方自治体は、これを公にする手段として公示等を行うべきことは当然である。また、行政処分を行った際、国の法令で処分の名宛人以外の利害関係者等に周知する手段として公表等を義務付ける場合があるが、行政処分を行うとき、行わないときの双方を含め、地方自治体において適切に公表等の必要性を判断すべきである。また、仮に、国の法令で義務付ける必要がある場合でも、その方法を個別具体的に特定することなくその方法は条例に委任すべきである。したがって、その存置を許容するためのメルクマールを設定する特段の必要性は認められない。

〔具体例〕

- ・ 指定猟法禁止区域の指定の公示、標識の設置（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第2項、第13項）
→ 公示、標識の設置のほか、標識の形状等が義務付けられている（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第16条）。

⑤ 同意、許可・認可・承認、協議

国・都道府県による同意、許可・認可・承認については、メルクマールiv-gを設定しているが、同意のうち地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）第2の4(1)カ(ア)a及びbに該当するもの以外、許可・認可・承認のうち同計画第2の4(1)キ(ア)aからeまでに該当するもの以外については、その存置を許容するメルクマールは設定していない。また、同意を要しない協議・調整については、その存置を許容するためのメルクマールを設定していない。これらについては、技術的助言・勧告、資料提出要求等、地方自治法による関与の一般ルールに基づく権限行使によってその目的を果たすべきである。仮に、それでは目的を果たすことが不可能である場合であっても、その目的を達成するために必要最小限度のものとなるよう、より権力的でない形態によるべきである。

なお、これらについては、当委員会として、第3次勧告に向けての重点的な見直し事項の調査審議を行う際には、同意、許可・認可・承認、協議として廃止してもなお、一定の場合に限っては、事後の届出、報告、通知等の情報連絡等への移行の必要性が認められることも考えられることから、この点についても検討する。

〔具体例〕

- ・ 重要港湾の入港料に係る大臣の協議、同意（港湾法第44条の2第2項）